

給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：平成 29 年 11 月 17 日（金） 9：15～9：20

開催場所：総理大臣官邸 3 階南会議室

出席者：菅 義偉 内閣官房長官
梶山 弘志 国家公務員制度担当大臣
麻生 太郎 財務大臣
野田 聖子 総務大臣
加藤 勝信 厚生労働大臣
茂木 敏充 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 内閣官房副長官
野上 浩太郎 内閣官房副長官
杉田 和博 内閣官房副長官
横畠 裕介 内閣法制局長官

議事内容：

○菅官房長官：ただ今から給与関係閣僚会議を開催します。去る 8 月 8 日に行われた人事院勧告を受けての国家公務員の給与の取扱いについては、8 月 15 日に第 1 回の当会議を開催し、御協議いただいたところではありますが、各府省におけるその後の検討を踏まえ、御意見をお伺いしたいと存じます。

始めに、給与担当大臣である国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

○梶山国家公務員制度担当大臣：一般職の国家公務員の給与については、労働基本権制約の代償措置の根幹をなす人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、勧告どおり改定する方針を決定することが適当です。なお、給与制度の総合的見直しについては、これを完成させます。

特別職の国家公務員の給与については、おおむね一般職の国家公務員の給与改定に準じて取り扱うことが適当です。

また、国家公務員の退職手当については、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解を踏まえ、官民均衡を図るために設けられている調整率の改定により、支給水準の引下げを行うこととしたいと考えます。

○菅官房長官：次に、財務大臣から御発言願います。

○麻生財務大臣：現在の財政は極めて厳しい状況にありますが、人事院勧告制度の趣旨、現在の経済政策の方向性及び給与制度の総合的見直しの着実な推進が勧告に盛り込まれ、「経済・財政再生計画」の考え方に沿っていること等を勘案すれば、勧告どおり給与改定を実施することに異存はございません。

○菅官房長官：次に、総務大臣から御発言願います。

○野田総務大臣：地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与改定に関する取扱いが決定されれば、これを基本として決定すべきものであると考えます。

また、引き続き、給与制度の総合的見直しを進めるとともに、地方公共団体における適正

な定員管理や給与の適正化を推進するよう要請してまいります。

○菅官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。

○加藤厚生労働大臣：本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。

私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、本日の会議において、勧告どおり給与改定を行う方針を決定することが適当であると考えます。

○菅官房長官：次に、経済財政政策担当大臣から御発言願います。

○茂木経済財政政策担当大臣：本年の人事院勧告については、雇用・所得環境の改善が続くなかでの民間給与の上昇を反映したものであり、経済の好循環の更なる拡大に寄与するものと考えています。

人事院勧告を尊重するとの基本的立場から、勧告どおり給与改定を実施する方針を決定することが適切と考えます。

○菅官房長官：これまでの検討状況を踏まえ、お配りいたしました閣議決定案及び内閣官房長官談話案についてお諮りしたいと思います。これらについて御了承いただけますでしょうか。

(一同了承)

○菅官房長官：ありがとうございます。それでは、この両案については御賛同をいただいたものとして所要の進めを進めることといたします。

なお、この際、国家公務員制度担当大臣から御発言があります。

○梶山国家公務員制度担当大臣：本日の決定に至る過程における関係閣僚の方々の御尽力に感謝申し上げます。

この後開催される閣議において、取扱方針の閣議決定案及び当該方針を踏まえた給与法改正法案等について御決定をお願いしますので、よろしく願いいたします。

○菅官房長官：それでは、給与関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

以 上